

○江別市広告掲載要綱

平成18年9月29日

江別市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たな財源を確保するため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市が保有する物品、印刷物、ホームページその他の資産等で広告を掲載し、又は掲出することが可能な媒体をいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基本原則)

第3条 広告掲載は、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則に適合するものでなければならない。

- (1) 公正かつ真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に悪影響を与えないものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗慣習を尊重したものであること。
- (5) 社会秩序を守るものであること。

(広告の範囲)

第4条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動の宣伝に関するもの
- (4) 宗教活動の宣伝に関するもの
- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(規制する事業者)

第5条 次に掲げる事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する事業者
- (2) 商品先物取引又は貸金に係る事業者
- (3) 法令に違反する医療類似行為を行う事業者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第1号又は会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第6項又は第7項に規定する事業者
- (5) その業務に関し法令に違反する行為を行った事業者
- (6) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (7) その他広告掲載することが適当でないと市長が認める事業者

(広告掲載の優先順位)

第6条 広告掲載は、地域性及び公共性の高いものを優先するものとする。

(広告媒体の種類等)

第7条 広告媒体の種類、広告の掲載料並びに広告掲載の位置、規格及び期間等は、所管する部等の長が別に定める。

2 前項に規定する掲載料の決定に当たっては、広告募集に係る費用及び類似広告の実例価格等を勘案して決定するものとする。

(広告募集方法等)

第8条 広告は、市の広報紙及びホームページへの掲載等の方法により募集するものとし、募集に関し必要な事項は、所管する部等の長において別に定める。この場合において、必要があると認める

ときは、広告取扱業者を介して募集することができるものとする。

(広告掲載の申込み等)

第9条 広告掲載をしようとする者は、江別市広告掲載申込書(第1号様式)に広告の原稿、図面等を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、内容を審査し、広告掲載する旨決定したときは、江別市広告掲載決定通知書(第2号様式)により、広告掲載しない旨決定したときは、江別市広告不掲載決定通知書(第3号様式)により申込者に通知するものとする。

3 広告媒体の特性及び募集方法等により、前2項に掲げる様式により難いときは、別の様式を用いることができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載中であっても広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載料が納期限までに納付されなかったとき。

(2) 広告主から広告掲載の辞退の申出があったとき。

(3) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

(4) その他広告掲載することが不相当と認められる事実が判明したとき。

2 市長は、広告掲載を取り消したときは、当該広告主にその旨を通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(広告主の責任)

第13条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する責任を負うものとする。

(市のホームページに関する取扱い)

第14条 広告主は、市のホームページに広告を掲載するときは、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先ページの内容についても、第3条及び第4条の規定を遵守しなければならない。

(審査機関)

第15条 広告掲載を適正に実施するため、江別市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、総務部長、各部等の主務課長、会計課長、議会事務局次長、監査委員事務局参事、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長をもって構成する。

3 委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。

4 委員長は、審査する広告媒体を所管する課長等に委員会への出席を求めることができる。

5 委員会は、次に掲げる事項について疑義が生じた場合において審査する。

(1) 広告主及び広告内容に関すること。

(2) 広告掲載料に関すること。

(3) その他広告掲載に関する重要な事項

6 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

様式(省略)